

府子第297号

平成25年6月6日

文部科学省スポーツ・青少年局長 殿

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長

(公印省略)

平成25年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について（依頼）

青少年の育成につきまして、かねてから格別の御尽力を賜り、感謝申し上げます。

青少年をめぐっては、平成24年の刑法犯少年の検挙人員は9年連続減少しているものの、人口比では成人の約4.3倍と依然として高い水準にあり、少年による凶悪事件も後を絶ちません。また、児童虐待事件や児童ポルノ事件等の被害が増加するなど、少年の非行及び被害の両面において予断を許さない状況になっております。

内閣府では、毎年7月を非行防止に関する月間として定め、関係機関等の協力を得て、非行防止意識の高揚、青少年の非行等問題行動への対応の強化を図ってきたところでありますが、本年度も引き続き「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を別添要綱により実施することといたしました。

つきましては、貴台におかれましては、本月間の趣旨を御理解の上、その効果的な推進が図られますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、貴台管下の関係機関、関係団体等に対する周知、指導につきましても御高配方併せましてお願いいたします。

(担当)

東京都千代田区霞が関3-1-1

中央区合同庁舎4号館

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 丹羽

電話 03-3581-0439（直通）

FAX 03-3581-0992

Mail takahiko.niwa@cao.go.jp